

第3部 林業

第1章 森林・林業を取り巻く情勢

(1) 社会情勢や市民意識の変化

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」への関心が社会全体で高まっています。森林の多面的機能はSDGsの様々な目標達成に貢献しており、注目を集めています。

国内においても、脱炭素社会の実現が喫緊の課題とされ、近年の集中豪雨による土砂災害の頻発も相まって、森林保全への関心が高まっており、NPOや企業等、多様な主体による森林の整備や保全活動が行われています。

それらを背景に、建築等への木材利用は目ざましく進化しており、CLT（直交集成板）や木質耐火部材など新たな木材製品による木造の中高層建築物の増加、公共建築物のみならず商業施設における木造化・木質化の取組みの進展など、従来にない変化が生じています。

他方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、森林レクリエーションの需要が高まっており、森林を活用した観光・レジャー施設は一時的なアウトドアブームに留まらず各地で定着し、さらに、ワーケーションなど新しいニーズに応じた施設も整備されています。

(2) 森林・林業の現状

国内の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎え、一般的な伐採適齢期である50年生を超える人工林面積は10年前の2.4倍に増加し、その蓄積量も増大しています。

国産材の供給量は平成14年の1,692万m³から増加傾向にあり、令和2年は3,115万m³となっています。需要面では、SDGsや環境問題への関心の高まりを背景に、非住宅・中高層建築物などこれまで使われていなかった分野における木材利用が注目されてきていることや、木質バイオマス利用の推進等により、木材利用量は増加傾向にあります。

このため、国産材の生産については、需要に応じて安定的に供給する体制づくりや人材確保、スマート林業の推進など、生産性の向上が課題となっています。

（3）国の動き

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月策定、令和2年12月改訂）や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定、令和2年12月改訂）のなかで、林業の成長産業化が明記され、地方創生に寄与しうる産業として、林業及び木材産業への期待が高まっています。

新たな森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指しています。

平成31年4月1日に「森林経営管理法」が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度がスタートしました。

また、平成31年3月には「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年から全ての市町村と都道府県に対して、森林環境譲与税の譲与が始まりました。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、幅広い用途が認められており、森林経営管理制度とあわせて、これまで放置されてきた森林の整備が進むことが期待されています。